

新ごみ処理施設整備基本計画（素案）に対するご意見及びそれに対する考え方について

意見募集期間 : 平成 28 年 12 月 9 日～平成 28 年 12 月 26 日

意見提出者数 : 5 名

ご意見数 : 37 件

- 新ごみ処理施設整備基本計画（素案）に盛り込むこととしたご意見（◎）: 3 件
- 新ごみ処理施設整備基本計画（素案）に盛り込んでいるご意見（○）: 2 件
- 新ごみ処理施設整備基本計画（素案）に盛り込むことが困難なご意見（×）: 1 件
- 埼玉中部資源循環組合へのご意見（◇）: 20 件
- 新ごみ処理施設整備基本計画（素案）と直接関係がないご意見（－）: 11 件

1 計画の目的

| No. | ご意見 | ご意見に対する考え方 |
|--------|---|--------------------------------|
| 1 ◎ | <p>新ごみ処理施設整備計画の目的と計画の内容に整合性がない。</p> <p>目的に、「計画は、本組合が計画している可燃ごみ及び粗大ごみの処理を行う新ごみ処理施設（以下、「新施設」という。）の基本計画に係る調査を行うことを目的とする。」とあるが、基本計画の調査が目的ならば、基本計画素案ではないはずである。</p> <p>調査の内容について、パブコメを求めるという事は、改めて基本計画を策定しなおすととらえられ、一貫性がない。</p> | <p>誤解を招く表現とされますので、修正いたします。</p> |

2 基本条件の整理

| No. | ご意見 | ご意見に対する考え方 |
|--------|--|---|
| 2 ◇ | <p>周辺土地利用の状況について</p> <p>ビニールハウスによる地元ブランドの吉見いちごの栽培が盛んであり、焼却場の煙突からの汚染物質でダメージを与えるのが心配。ブランドの吉見いちごを安全、安心の飯島のいちご栽培農家を守りたい。吉見町の宝です。汚染されない、きれいな空気や土壌での環境で、おいしいいちごを生産してほしいです。煙突から排出される汚染物質はゼロではありません。</p> | <p>新ごみ処理施設では、高度な排ガス処理を行うなど、必要な対応を行う考えです。</p> |
| 3 ○ | <p>P2 建築予定地の状況について、意図的に埼玉中部保全組合のごみ焼却施設を記述していない。</p> <p>アの 2-1-1 建設予定地の状況では、南東側に、老人福祉センター荒川荘や東部緑地公園利用者駐車場がある、と書かれている一方で、同施設に隣接するごみ焼却施設について触れていないのは不自然である。</p> | <p>P2 の「表 2-1-1 建設予定地の状況」は、建設予定地内の状況について示しています。予定地内には、埼玉中部環境保全組合のごみ焼却施設に関連する設備が無いため記載しておりません。</p> <p>埼玉中部環境保全組合のごみ焼却施設については、P2 の「表 2-1-2 周辺土地利用の状況」に記載しております。</p> |

| No. | ご意見 | ご意見に対する考え方 |
|--------|--|---|
| 4 ◎ | <p>P2,3 において周辺施設の利用状況、地形、地質、活断層についての状況が記されている。</p> <p>しかし、洪水状況については記されていない。吉見町ハザードマップによると、100年確率の市野川氾濫では、2～5Mの浸水地域である。近年の異常気象より100年確率の大雨による浸水が2～5Mの地域であることを示す必要がある。</p> | <p>当該意見を踏まえ、本計画に吉見町洪水ハザードマップ（荒川氾濫時）及び市野川洪水ハザードマップ（市野川氾濫時）の情報を追記します。</p> |
| 5 × | <p>都市計画条件に、市街化調整区域のみしか書かれていないが、農地法上の農用地であることの記述がない。適地であるかどうかの重要な要素であるにも関わらず、客観的計画になっていない。</p> | <p>現在、農業振興地域指定の除外手続きを行っています。本計画では、着工時の条件としての観点からまとめており、そのため、都市計画条件の記載からは除外しています。</p> |
| 6 ◇ | <p>ゼロウェイストの考え方にに基づき、地球規模で環境問題を考え、地域で資源を循環させる取組むことこそ、未来を生きる子や孫に責任を持つ私たちが今やるべきことであり、大規模な施設建設に多額の税金を使い、また維持管理運営に税金を注ぎ続け、大量のごみを集めて燃やしつづけるやり方は時代錯誤。速やかに政策転換し、現計画は撤回すべき。</p> <p>ごみ問題の専門家も集まってどういう理念で今計画なるものが出来上がったのか、知りたいところである。</p> <p>少なくとも桶川市においては、これまでゴミを減らす努力がなされ、住民意識も高まり、成果をあげてきた。</p> <p>議会でも、更なる分別でゴミを減らし、資源化し、焼却施設はコンパクト化できるという提案も行われてきた。</p> <p>また、「迷惑施設」という考え方ではなくて、資源循環拠点として市民が集える場づくりなどで住民合意を求めて、市民参加でごみ処理の理解を深めようとの提案も行われている。</p> <p>地球環境問題に関心を持ち、ゴミを出さない、資源として循環させるリサイクルの取り組みは今や市民レベルで進んできているし、地域の事業者スーパーマーケットでもリサイクルボックスは当たり前となっている</p> | <p>新ごみ処理施設の計画処理量（焼却施設の規模：228t/日、粗大ごみ処理施設の規模：6t/日）は、各市町村において、ごみの減量・資源化を推進したうえで、処理せざるを得ないごみを処理対象量として計画しています。安定的なごみ処理を継続していく観点から、現時点では、当該計画処理でもって計画を進めたいと考えていますが、当該意見を参考に、今後も、各市町村においては、より一層のごみの減量・資源化を目指し、処理量の最小化を図っていきたいと考えています。</p> |

| No. | ご意見 | ご意見に対する考え方 |
|-----|---|------------|
| | <p>ように、社会的責任を果たす行動様式は根付いてきている。</p> <p>地元のごみは地元で処理するという本来の廃棄物処理法に基づく理念で、循環型社会に向けての行動は、市民レベルで生活に密着、最早当たり前という根付いた慣習になってきている。さらに、今後人口減少社会の到来でごみは確実に減少すると、本計画の中でも示されている。</p> <p>大規模な焼却施設を広域で行うことは、これまで培われた地域環境規模の壮大な市民レベルのこうした取組みに逆行、水を差すものである。</p> <p>広範囲のごみを、あちこちからどんどん、田畑や森、里山、川を越え、次から次へとガソリンを燃焼させて排気ガスをまき散らして、道路を揺るがして、子どもたちが通う通学路や生活道路、民家の横をパッカー車が行き来し、集めて来て、巨大な焼却施設に放り込み、どんどん燃やす。これを174億円もの巨額の血税で建設。</p> <p>建設した施設はその維持管理運営はたまた更新に、多額の血税を注ぎ続ける。</p> <p>地方自治法に反して何とも不健全ではあるまいか。</p> <p>住民が未来に希望をもって生活できるような施策を講じることが公共団体の責務。</p> <p>住民参加で子どもたち美しい環境を手渡すために行動することは人々の希望となると考える。</p> <p>ゴミを出さない、減らす、なくす。資源として循環させることにこそ英知を注ぐべきである。</p> <p>ごみ問題を考える際、当然調査研究もされているかと思うが、意見書に添付する。</p> <p>先進自治体の崇高な理念に明るい希望が見えるではないか。</p> <p>以下は引用。</p> <p>未来の子供たちにきれいな空気やおいしい水、豊かな大地を継承するため、2020年までに上勝町のごみをゼロにすることを決意し、上勝町ごみ</p> | |

| No. | ご意見 | ご意見に対する考え方 |
|-----|--|------------|
| | <p>ゼロ（ゼロ・ウェイスト）を宣言します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地球を汚さない人づくりに努めます。 2 ごみの再利用・再資源化を進め、2020年までに焼却・埋め立て処分をなくす最善の努力をします。 3 地球環境をよくするため世界中に多くの仲間をつくります！ <p>平成15年9月19日 徳島県勝浦郡上勝町</p> <p>《前文》</p> <p>上勝町は、平成9年廃棄物処理法の改正を受け、徳島県が策定した循環型廃棄物処理施設広域整備構想に基づき、県の指導のもと平成12年度小松島市と勝名5町村で、東部Iブロックごみ処理広域整備協議会を設立し、最先端の大型（日量100トン以上）ごみ焼却場の建設について、調査研究を継続しておりますが、設置場所や建設規模などにおいてその目処は全く立っていません。</p> <p>今後において小松島市外5町村の広域ごみ焼却施設ができると仮定しても膨大な経費と管理運営費が必要となり、こうした施設の建設は、平成12年度に政府が策定した「循環型社会形成推進基本法」とは逆行するもので、しかも将来のごみの分別資源回収が進むと焼却量が減少し、この焼却施設の管理運営が成り立たなくなる事は明白であります。また、一般廃棄物最終処分場の建設については平成12年7月上勝町大字福原、通称蔭行に3.36haの用地を確保しましたが、処分場建設には多額の経費と管理を要することから当分の間は建設を見送り、第2期松茂空港拡張工事周辺整備事業の徳島東部臨海最終処分に工事が進められています。この最終処分場は、徳島県と徳島市外16市町村が加入していますが、総事業費139億円、完成後の管理運営は、財団法人徳島県環境整備公社に委託し管理運営費は、県と関係市町村が処分量に応じて負担することになっています。</p> | |

| No. | ご意見 | ご意見に対する考え方 |
|-----|--|------------|
| | <p>また、東部臨海最終処分場が順調に建設されて運営されたとしても、その使用期限が平成 19 年度から 28 年度までの 10 年間に限られており、それ以降はまた別の新たな最終処分場の建設が必要です。</p> <p>国の政策は、廃棄物の発生抑制を第一とした「循環型社会」の形成を中心とした政策が現在も推進されており、基本法が公布された平成 12 年度でも、焼却炉や埋立地を中心とした廃棄物処理施設の建設・改修に約 6,500 億円が費やされており、その内約 1,900 億円が環境省の国庫補助で補われています。現在進められているごみの高温（800℃以上）焼却、ガス化熔融炉、RDF によるごみ発電等は、世界中の多くの国が地球温暖化防止を定めた「京都議定書」にも反するものであり、早期にこうした方法は改めなければならないと考えています。</p> <p>焼却炉をはじめとした施設建設、そしてそれらへの依存は、環境汚染・住民不安・自治体の財政圧迫などの深刻な問題を引き起こしております。その高額な施設は、廃棄物の発生を促すものであり、抑制にはつながりません。</p> <p>さらに、現行の国の政策では、莫大な補助金を使う誤った誘導政策によって自治体に過度のごみ処理責任を課すものとなっております。そして、生産者である企業の負担は自治体の負担より少なく、自治体が再利用・再資源化によりごみの減量を推進しようとしても国の補助誘導政策により実施できていないのが実情であり、今後税金による負担は増し、私たちの健康や環境が犠牲になると予想されます。</p> <p>私たちは、地球に残された貴重な資源を無駄にし、環境を汚染するごみ処理施設の建設のような処理対策を求めているのではなく、「製造や消費段階においてごみの発生を予防する政策」や「資源が循環する社会システムの構築」を求めています。そのためには、国が法律で拡大生産者責任を明確にし、製造から販売につながる逆ルートで製造業者が有価回収し、再利用、再資源化を進める仕組みを作る必要があります。それによって技術開発が進むとともに新しい仕組みがつくられ、21 世紀の中頃</p> | |

| No. | ご意見 | ご意見に対する考え方 |
|-----|---|------------|
| | <p>には、日本が世界に貢献できる可能性を秘めております。</p> <p>上勝町は、焼却処理を中心とした政策では次代に対応した循環型社会の形成は不可能であると考え、先人が築き上げてきた郷土「上勝町」を 21 世紀に生きる子孫に引き継ぎ、環境的、財政的なつげを残さない未来への選択をまさに今、決断すべきであると確信いたします。</p> <p>ここに上勝町は、「21 世紀持続可能な地域社会」を築くために幅広く上勝町住民、国、徳島県、生産者の協力を強く求め、2010 年を目標としたオーストラリアのキャンベラ、カナダのトロント、また 2020 年を目標としたアメリカのサンフランシスコ、更にはニュージーランドにおける半数以上の自治体のように具体的な長期目標を掲げる「ゼロ・ウェイスト宣言」を採用し、2020 年までに焼却・埋め立てに頼らないごみゼロをめざし、本日、別紙のとおり「上勝町ごみゼロ（ゼロ・ウェイスト）宣言」及び「上勝町ごみゼロ（ゼロ・ウェイスト）行動宣言」をいたします。</p> <p>《上勝町ごみゼロ（ゼロ・ウェイスト）行動宣言》</p> <ol style="list-style-type: none"> 上勝町は、焼却（ガス化溶融炉、RDF 発電等も含む）、埋め立てが健康被害、資源損失、環境破壊、財政圧迫につながるものであることを認識し、焼却処理及び埋め立て処理を 2020 年までに全廃するよう努めます。その達成を確実なものとするため、上勝町自体がその責任を果たす努力を惜しまないことは勿論、国、徳島県、生産者にも最大限の努力を求めています。 上勝町は、地元で発生するごみの徹底的な発生抑制、分別・回収を指導し、2020 年までにごみの発生率を最小にし、回収率を最大にできる上勝町にあった、ごみの発生を抑制するための教育システム、分別回収システムの構築をめざします。 上勝町は、国及び徳島県に対し、同様にごみの発生を抑制するために期限付きの高い目標設定を求め、その目標にあった拡大生産者責任の徹底などの法律や条例の改正整備を早急に行うとともに、ごみの発生抑 | |

| No. | ご意見 | ご意見に対する考え方 |
|--------|---|-------------|
| | <p>制、分別回収の徹底に役立つ制度の早期確立を求めています。</p> <p>4. 上勝町は、あらゆる製品の生産企業に対し、2020年を目標にその製品の再利用、再資源化などの再処理経費を、商品に内部化して負担する制度の確立を求めます。これは同時に、2020年を目標にごみが発生しない、または分別回収、再利用、再資源化が容易な製品への切り替えを求めるものであります。また、2020年以降も安全かつ環境負荷の少ない方法で再利用、再資源化できない製品を製造する生産者に対しては、環境負荷にかかる経費を考慮し、それ相応の措置をとるよう求めています。</p> <p>5. 上勝町は、日本国内の他の市区町村においても、上勝町と同様の目標を定め、相互ネットワーク構築による目標達成への協力体制が今後強まることを願い、積極的な情報交換を行ってまいります。</p> <p>以上宣言します。</p> <p>平成15年9月19日 徳島県勝浦郡上勝町</p> | |
| 7 ◇ | <p>P10～12の熱回収施設整備規模の算定について</p> <p>施設規模を228t/日としている。バイオガス化施設整備計画実施可能調査委託を行っているが、実施されないことになった。熱回収施設は、生ごみ・剪定枝等を可燃ごみとせず、資源ごみとした場合、熱回収施設整備規模は、まったく異なってくる。又、小川地区衛生組合はプラスチックごみについても熱回収施設の対象物とすることを期待している。東松山市・桶川市は容器包装リサイクル法によるプラスチックごみの分別を行っている。</p> <p>現在の段階で熱回収施設(焼却施設)の規模を決定し、施設建設を進めるのは無謀である。吉見町大串の建設予定地にバイオガス化施設を建設することは施設面積から困難があるとしても、他の自治体によって、生ごみ・剪定枝等の分別、資源化は可能である。生ごみ等の資源化は、先進</p> | No.6の回答に同じ。 |

| No. | ご意見 | ご意見に対する考え方 |
|--------|--|--|
| | <p>諸国の流れであり、日本のみが焼却ごみとしていること、今後の循環型社会形成についての政策を考慮し、施設規模は、稼働予定規模を半分以下にすべきである。</p> <p>生ごみについては、通常は重量では、可燃ごみの半分を占めるといわれる。すべてを回収して分別することは難しいが、生ごみを焼却ごみにせず、資源ごみとして位置付け低質ごみではなく高質ごみを中心にした、焼却施設にした場合、施設建設費のコスト削減は可能である。プラスチックごみを容器包装リサイクル法に基づく処理の仕方を継続することができる。低質ごみを平均化するために、プラスチックごみを加える考えは本末転倒といえる。</p> | |
| 8 ◇ | <p>施設整備規模にごみ処理基本計画（平成 26 年 3 月）をベースに、川島町のゴミ量を加えた施設にしているが、ごみ処理基本計画をまず改訂した後に施設整備計画を策定すべきである。</p> <p>ごみ処理基本計画（平成 26 年 3 月）は、パブコメを経て確定されたものである。同計画の目的の中で、「施設整備にあたり、本協議会を構成する 8 市町村で統一したごみ処理基本計画（以下「本計画」という。）を策定する必要があるため、本計画を策定して、策定計画に基づく施設整備を目指していくこととした。」とあり、この変更がされたのであれば、整合性を持たせた上で進むべきものである。</p> <p>1-2 計画の位置づけとも整合性が取れない。目的に「本計画は、基本計画として必要な項目を整理するとともに、川島町の加入に伴う施設規模等の見直しも行う。」とあり、これは、新ごみ処理施設基本構想の変更でもある。ごみ処理基本計画と新ごみ処理基本構想をそのままにし、新ごみ処理施設整備計画をリセットして作ったような手続きは、行政の継続性を欠く。</p> <p>行政の継続性が保たれない組合組織は、信頼性を欠くものであり、襟を正すべきである。</p> | <p>計画ごみ処理量は、平成 26 年 3 月策定の「埼玉中部広域清掃協議会 ごみ処理基本計画」のごみ量を基に算出しております。川島町については、川島町から提供されたごみ量を基に算出しております。</p> |

| No. | ご意見 | ご意見に対する考え方 |
|-----------------|--|---|
| | <p>ごみ処理基本計画では、人口や総合計画などとの関連も考察されているが、新ゴミ処理施設整備計画では、川島町のゴミの量を加えたのみで、基本計画の要素が不足する。</p> <p>川島町のごみ処理基本計画は、2015年から15年間の計画となっており、ごみ処理は、川島町環境センターでのごみ処理となっている。</p> <p>川島町でも現在、新ゴミ処理施設整備計画のパブコメをもとめているが、ごみ処理基本計画との整合性がない。まず川島町のごみ処理基本計画の変更が先である。</p> <p>新ごみ処理施設基本計画では、川島町の人口推計を基にしたデータがなく、いきなりゴミ量が加算されている。バックデータがある市町村と、ない市町村のゴミ量を推計するなど信頼性の無い計画である。</p> | |
| <p>9 ◇</p> | <p>本来の在り方に戻るべきである。</p> <p>まず、川島町の人口やごみ量を正確に算定推計したものをゴミ処理基本計画と、新ごみ処理施設基本構想を改訂する。</p> <p>その上で瑕疵ある部分や不足の部分を変更、新ごみ処理施設整備計画を修正し、作り直すこと。</p> <p>これらを組合地域の住民に十分周知をしたうえで、パブコメのやり直しを求める。</p> <p>また、川島町は、ごみ処理基本計画の変更も含めてパブコメを求め、その後での新ごみ処理施設整備計画のパブコメにすべきである。</p> <p>環境アセスメントのパブコメなど現時点では手続き上の瑕疵があることも付け加える。</p> | <p>No.8 の回答に同じ。</p> |
| <p>10 ◇</p> | <p>ゴミ利用の推計と人口データがいい加減である。</p> <p>ごみ処理基本計画、新ごみ処理施設基本構想では、各市町村の人口予測をもとにごみ量が推計されている。その策定は2014年3月だが、その後、一斉に人口ビジョンが策定されている。</p> | <p>計画ごみ処理量は、平成26年3月策定の「埼玉中部広域清掃協議会 ごみ処理基本計画」のごみ量を基に算出しております。川島町については、川島町から提供されたごみ量を基に算出しております。</p> <p>なお、ご指摘の「可燃ごみ推計比較表」の「ごみ処理基本計画 2014年3</p> |

| No. | ご意見 | ご意見に対する考え方 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|--|----------------------------|--------------------|---------|--|--|--|-----------------|--------------|--|--|--|--------------|-------------|-------------|-------|-----|--------|--------|--------|------|----|--------|--------|--------|--------|----|--------|--------|--------|------|----|--------|--------|--------|-----|----|--------|--------|--------|--------|----|--------|--------|--------|--------|------|--------|--------|--------|------|-----|-------|-------|-------|------|----|--------|---|--------|---|----|--|--|--|---------|---------------|--|--|--|--|--|----------------------------|----------------------------|--------------------|-------|--|--|--|--|--|--|
| | <p>どの自治体も目標と推計にはずれがあるが、目標値を尊重しつつ、ごみ処理基本計画にある 2023 年、最終年度の人口予測と、人口ビジョンを概算で算出し、比較して見た。</p> <p>その結果、以下の表のように、川島町を除いた人口予測のずれは 16,672 人となっており、計画に信頼性がない。</p> <p style="text-align: center;">人口推計比較 人</p> <table border="1" data-bbox="235 459 1149 1082"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">2023 年度予測値</th> <th></th> <th></th> </tr> <tr> <th></th> <th>人口ビジョン (目標値)</th> <th>ごみ処理基 本計画</th> <th></th> <th></th> </tr> <tr> <th></th> <th>A) 2015/10/1</th> <th>B) 2014/3/1</th> <th>2016 年 12 月</th> <th>A)-B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東松山</td> <td>87,769</td> <td>88,611</td> <td>89,925</td> <td>-842</td> </tr> <tr> <td>桶川</td> <td>71,511</td> <td>77,000</td> <td>75,275</td> <td>-5,489</td> </tr> <tr> <td>滑川</td> <td>19,189</td> <td>20,128</td> <td>18,243</td> <td>-939</td> </tr> <tr> <td>嵐山</td> <td>17,159</td> <td>16,545</td> <td>17,700</td> <td>614</td> </tr> <tr> <td>小川</td> <td>27,931</td> <td>29,605</td> <td>31,198</td> <td>-1,674</td> </tr> <tr> <td>吉見</td> <td>11,080</td> <td>18,529</td> <td>19,750</td> <td>-7,449</td> </tr> <tr> <td>ときがわ</td> <td>10,232</td> <td>10,672</td> <td>11,648</td> <td>-440</td> </tr> <tr> <td>東秩父</td> <td>2,529</td> <td>2,982</td> <td>2,996</td> <td>-453</td> </tr> <tr> <td>川島</td> <td>19,661</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>20,767</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>-16,672</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ア) 5 年ごとの人口推計は、上昇率を按分した概算である。自治体の目標値をなるべく採用した。</p> <p>P31 の表②-6-14、平成 34 年度における可燃ごみ量についても、ごみ処理基本計画とのずれが 1870t/年生じている。</p> <table border="1" data-bbox="235 1257 1149 1430"> <thead> <tr> <th colspan="5">可燃ごみ推計比較表 t/年</th> </tr> <tr> <th></th> <th>ごみ処理基 本計画 2014 年 3 月</th> <th>新ごみ処理 施設整備基 本計画 2016</th> <th>川島町 2016 年 12 月</th> <th>除く川島町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | | 2023 年度予測値 | | | | | 人口ビジョン (目標値) | ごみ処理基 本計画 | | | | A) 2015/10/1 | B) 2014/3/1 | 2016 年 12 月 | A)-B) | 東松山 | 87,769 | 88,611 | 89,925 | -842 | 桶川 | 71,511 | 77,000 | 75,275 | -5,489 | 滑川 | 19,189 | 20,128 | 18,243 | -939 | 嵐山 | 17,159 | 16,545 | 17,700 | 614 | 小川 | 27,931 | 29,605 | 31,198 | -1,674 | 吉見 | 11,080 | 18,529 | 19,750 | -7,449 | ときがわ | 10,232 | 10,672 | 11,648 | -440 | 東秩父 | 2,529 | 2,982 | 2,996 | -453 | 川島 | 19,661 | / | 20,767 | / | 合計 | | | | -16,672 | 可燃ごみ推計比較表 t/年 | | | | | | ごみ処理基 本計画 2014 年 3 月 | 新ごみ処理 施設整備基 本計画 2016 | 川島町 2016 年 12 月 | 除く川島町 | | | | | | <p>月」のごみ量は、ごみの減量目標を見込まない現状すう勢ごみ量が記載されております。本計画では、「ごみ処理基本計画 2014 年 3 月」P37 に掲載の減量目標達成パターンを用いているため、整合しております。</p> |
| | 2023 年度予測値 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 人口ビジョン (目標値) | ごみ処理基 本計画 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | A) 2015/10/1 | B) 2014/3/1 | 2016 年 12 月 | A)-B) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 東松山 | 87,769 | 88,611 | 89,925 | -842 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 桶川 | 71,511 | 77,000 | 75,275 | -5,489 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 滑川 | 19,189 | 20,128 | 18,243 | -939 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 嵐山 | 17,159 | 16,545 | 17,700 | 614 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小川 | 27,931 | 29,605 | 31,198 | -1,674 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 吉見 | 11,080 | 18,529 | 19,750 | -7,449 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ときがわ | 10,232 | 10,672 | 11,648 | -440 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 東秩父 | 2,529 | 2,982 | 2,996 | -453 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 川島 | 19,661 | / | 20,767 | / | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | -16,672 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 可燃ごみ推計比較表 t/年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ごみ処理基 本計画 2014 年 3 月 | 新ごみ処理 施設整備基 本計画 2016 | 川島町 2016 年 12 月 | 除く川島町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| No. | ご意見 | | | | | ご意見に対する考え方 |
|---------|--|--------|-------------------------|-------|----------|--|
| | | | 年 12 月 | | | |
| | 家庭系ごみ | 42,846 | 43,848 | 3,165 | 40,683 | |
| | 事業系ごみ | 13,384 | 16,424 | 2,747 | 13,677 | |
| | | 56,230 | 60,272 | 5,912 | 54,360 | |
| | 差引量 | | 2014.3月-2016.12月 (除川島町) | | 1,870t/年 | |
| 11 ◇ | <p>P10～11、施設規模を、本組合構成自治体の最大人口予測による平成 32 年度の可燃ごみ量で決定しているが、その後の人口減少予測を捉えていない。将来的にごみ量が不足することが考えられる。仮に、H34 年から稼働したとしても、すべての自治体のごみ焼却を本組合での焼却に切り替える必要性はない。ごみ量が不足する場合、放射性廃棄物を含むごみ燃焼が行われることは想定している。そのようなことは、吉見町地元にとっては許しがたいことになる。</p> | | | | | <p>施設規模の設定にあたっては、P11 の「(オ) 災害廃棄物の処理について」に示したとおり、国の方針として災害廃棄物を処理するための余力が求められています。</p> <p>そこで、災害廃棄物分を上乗せするのではなく、災害時には稼働日数を増やすことで対応する計画としています。稼働当初は、平常時においても国の示した基準となる稼働日数でごみ処理ができます。</p> <p>稼働年数が経つにつれて、ごみ量は減少しますが、設備の点検・交換・補修に日数を要するため、稼働日数は国の示した基準に近づきます。ごみ量が不足する場合は、稼働日数を減らす(2 炉運転日数を減らす)ことで対応します。</p> <p>放射性廃棄物については、埼玉中部環境センターと同様に、受入については考えておりません。</p> |
| 12 ◇ | <p>P14～P36 ごみ質調査について</p> <p>ごみ質調査は、施設規模、発電量につながる計算であるが、循環型社会をめざすためのごみ処理施設の在り方を見直す必要がある。焼却施設方式の検討を決定する前に、どのような社会を作り上げたいかという基本的政策がなく、ただ、ごみ焼却による発電、熱回収施設建設が、ありすぎる。ごみ質調査について、高質ごみが低質ごみの 2 倍になったという結果は、現状では買電せずに進めることができるという事を証明しようとしていると考えられるが、低質ごみを分別し、水分を少なくすることを企画すべきである。</p> | | | | | <p>処理対象ごみは、一般家庭や事業者の一般廃棄物など、種々の異なる発生元を対象にしているため、季節や搬入時期によるごみ質の変動が考えられます。そこで、安全・安定したごみ処理を確保するため、ごみ質は、変動した場合でも確実にごみを処理できるように、十分な変動幅を持たせた計画としています。</p> <p>なお、ごみの減量及び資源化の考え方についてはNo.6 の回答のとおりです。</p> |

3 焼却処理方式の検討

| No. | ご意見 | ご意見に対する考え方 |
|---------|--|---|
| 13 ◎ | <p>P42 各処理方式の実績では、業者との癒着が垣間見られ、公正かつ客観的ではない。</p> <p>「平成 23～27 年度の過去 5 年間における焼却処理方式別の受注実績」とあるが、誰が受注したものなのか、不明である。</p> <p>この計画は誰が作成したものなのか、また、どの地域を対象にしているのかも不明である。</p> <p>実績とは、実際に現れた功績、または成績をいうのであって、その場合でも主体が存在する。どこの会社の実績なのか、それがなぜ新ごみ処理施設基本計画に関わってくるのか、明確にすべきである。</p> <p>P53、54、57 に「受注」と言う表現が使われており、上記と同様であり、企業側が使う用語であり、信頼性がない。</p> | <p>受注実績とは、全国における地方自治体の契約実績です。本計画では、当該意見を踏まえ、表現の修正を行います。</p> |

5 環境保全計画

| No. | ご意見 | ご意見に対する考え方 |
|---------|---|--|
| 14 ◇ | <p>環境保全計画について</p> <p>どんなに施設が改善され新しくなっても、大気汚染防止施行令がある以上は、大気中に煙突からの汚染物質が排出されるということで、この東二地区のごみ処理場から半径 750m 付近が汚染物質の最大着地濃度地点であり、前記のいちご栽培も多く、大気汚染の空気の影響は、子どもに大きくかかわってきます。ダイオキシン類の調査結果によると、役場敷地内の結果と中部環境の結果を比較すると、平成 14 年度～26 年度すべてにおいて中部環境の結果がダイオキシン類が多く検出されています。これ以上同じ場所を汚さないで下さい。</p> <p>人家の離れた場所に建設すべきです。</p> | <p>新ごみ処理施設では、高度な排ガス処理を行うなど、必要な対応を行う考えです。</p> |

6 余熱利用計画

| No. | ご意見 | ご意見に対する考え方 |
|---------|--|--|
| 15 ◇ | <p>エネルギーを活用した健康増進施設や農業振興施設を通じて新たな町づくり資するとあるが、温水プールや野菜直売所等、採算性はあるのでしょうか。プールに関しては、維持管理費や万が一の事故発生時の責任補償等、近隣のプールは閉鎖されてしまった所がある（鴻巣、松山等）。すでに構成市町村でも、あまりにも遠い場所なので利用したくても利用できないと不公平との声もある。搬送距離が考慮されていないからです。</p> | <p>エネルギーを活用した健康増進施設や農業振興施設等の関連施設は、今後、住民並びに構成市町村との協議の場を設け、検討・協議を行い決定していきます。検討・協議においては、当該意見も参考に進めていきたいと考えています。</p> |
| 16 ◇ | <p>余熱利用計画がいい加減である。</p> <p>P80、「整備構想では、部屋面積やプールの面積等は示されていないが、余熱利用の検討では必要となるため、想定して設定した。」とあるが、誰がどのような前提と計画で、想定したのかが不明なため、一方的な計画を強引に進める態度がみうけられる。</p> <p>本来なら、エネルギー計算の根拠を示さなければパブコメの意味をなさず、よって、住民不在の計画であり、瑕疵があると言わねばならない。</p> <p>どのような部屋面積や温水プール、浴場施設、足湯、その他給湯の量や構造など一切不明である。従って P80 から P84 は理解する根拠がなく、パブコメのやり直しを求める。</p> | <p>No.15 の回答に同じ。</p> |

| No. | ご意見 | ご意見に対する考え方 |
|---------|--|---------------|
| 17 ◇ | <p>過大な広域処理は、組合全体の設備整備と運営コストを不必要に膨らませることになっている。</p> <p>周辺施設は見直しが必要である。どの自治体も人口減少と財政難の課題があり、広域化の計画を選択しているが、一方で広域すぎる事で採算の可能性に問題が残っている。</p> <p>また、迷惑施設に対する候補地の強引な決定の一方で、地元の利益誘導的施策になっている観がある。</p> <p>直売所は数キロ先に道の駅が存在しており、採算性に乏しい。温泉施設も荒川荘の活用も十分可能である。</p> <p>新たに周辺施設を作ることによる維持管理費用について一度も算定されていない一方で、大規模な施設が独り歩きするのは、自治体の計画とはいいがたい。</p> | No.15 の回答に同じ。 |
| 18 ◇ | <p>P80 余熱利用計画について、</p> <p>本施設建設の発端は、地元からの温水プール施設建設要望から始まっている。ところで周辺施設整備を利用する吉見町人口・構成自治体の利用人口予測が全くない。本来ならば周辺整備の必要熱用は算出されているが、利用者見込み数の年次予測はない。ごみ入力熱量に対する発電量も算出されているが、吉見町の今後の人口減少予測より、不要のものといえる。</p> <p>同じ広域組合施設では、東松山市葬祭場の火葬施設は新設するが、葬祭場は廃止する計画で話題となっている。民間施設の営業妨害とか、構成自治体の財政上の問題であるとか言われている。同様の問題を、埼玉中部資源循環組合の余熱利用計画においても指摘できる。</p> <p>温水プール、浴場施設、足湯等の余熱利用施設は、当初の要望から施設建設の発端をつくっているが将来的な必要性はあるのか、他市町村の利用者予測のないことを考えると、不要なものといえる。</p> <p>時代の財政状況・人口予測・生産年齢人口の減少を予測した総合的なごみ処理施設を考えるべきである。</p> | No.15 の回答に同じ。 |

7 配置計画の検討

| No. | ご意見 | ご意見に対する考え方 |
|---------|--|--|
| 19 ◇ | 建設予定地の一部が伝搬障害防止区域内であった。ということで、工事着工前に改めて確認の必要がある。新たな重要無線通信の整備に伴い、伝搬障害防止区域になり、影響があり建設できなくなったらどうするのか。危険な場所はさけるべきです。 | 新たな重要無線通信の整備に伴い伝搬障害が生じた場合は、関係機関と協議を行い、必要な対策を行う予定です。 |
| 20 ◇ | ダウンドラフトが発生する可能性がある煙突高さ 59m は大気汚染で排ガスが地表面に引き込まれる現象とあり、人家が近くに多くあるので危険が増すことになるので、人家の離れた場所にごみ処理場を建設すべきである。 | 新ごみ処理施設の建物の高さを極力低くすることで、ダウンドラフトによる影響は最小限にしていきますが、あわせて、環境影響評価において、ダウンドラフトが生じた場合の影響予測を行い、周辺環境に影響を及ぼさない計画とすることを考えています。 |
| 21 ◇ | 建設する建物、工場棟 建設予定地は、荒川洪水ハザードマップによれば 2.0～5.0m 未満の水深ランクに該当する。災害対策としては、ランプウェイを設置してプラットフォームのレベルを水深ランクより高い位置に配置し、ごみピットの水没を防止する必要がある。とあるが、工場棟のごみピットは水没をまぬがれても搬入道路が水没し、搬入ができなくなる可能性があり、各市町村のごみ処理に支障をきたし大変困ります。水没それも 2.0～5.0m の水深ランクに該当する場所へのごみ処理場建設はさけるべきです。 | 新ごみ処理施設は、防災拠点施設としての整備も考えており、今後の移設基本設計において必要な対応を検討していく予定です。 なお、荒川洪水ハザードマップは、200 年に 1 回程度発生する大雨により荒川が氾濫した場合を想定しており、吉見町の大半が 2.0～5.0m 未満の水深ランクに該当し、吉見町の周辺においても道路の水没が想定されます。災害時のごみ処理については、仮置き場への一時保管等による対応になりますが、今後策定予定の災害廃棄物処理計画においてお示していきます。 なお、市野川洪水ハザードマップでは、浸水想定区域外となっております。 |
| 22 ◇ | 吉見町の地震ハザードマップによると揺れやすさマップ震度 7、液状化マップの液状化可能性高い、揺れやすさ、液状化と両方が危険度が高い場所であり、ごみ処理場建設には適さない場所です。 | 地震対策については、防災拠点施設として機能を確保する観点で、関係法令に従い、必要な耐震性・地震対応性を確保していく考えであり、当該意見も参考にさせて頂き検討を進めていきます。 |
| 23 ○ | 調整池が設置されるということは、調整池の設置が必要で湛水想定区域の指定区域に当たると解釈します。 | 建設予定地は、湛水想定区域ではありません。 調整池を設置する理由は、P92 に記載したとおり、「吉見町雨水流出抑制 |

| No. | ご意見 | ご意見に対する考え方 |
|---------|--|--|
| | | 施設設置基準」により、1ha 以上の開発行為等を行う場合の雨水の排水については、「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」に基づいた雨水排水抑制施設（調整池）が必要になるためです。 |
| 24 ◇ | 全体配置計画で粗大ごみ処理施設は、騒音を発生することが危惧されるため、民家の少ない東南側で計画したとあるが、民家の少ない東南側にも近くに民家がある以上、民家に影響があるので民家の近くに建設すべきでない。民家から離れた場所に建設すべきである。 | 新ごみ処理施設は騒音対策を行うため、騒音による影響は少ないものと考えていますが、全ての方向の民家ともに一定の距離を確保するための配置を行っています。 |

9 概算事業費

| No. | ご意見 | ご意見に対する考え方 |
|---------|---|---|
| 25 ◇ | 概算事業費 174 億円は過大計上であるとともに、違法な姿勢が見受けられる。 前で述べたように、熱回収施設の元となる計画が示されていない状態で、他の施設データから事業費を算出するなど認められない。 しっかりした計画と、維持管理費用の算定をしたうえで、必要な施設を最小限に計画し、再度パブコメをもとめるべきである。 | 概算事業費 174 億円は、現時点で、平成 26 年 3 月に策定した「施設整備構想」で示した建設単価に基づき算出したものです。今後、詳細は施設の仕様を定め、プラントメーカーに見積依頼を行い、最終的な事業費を決定していく予定です。 |
| 26 ◇ | 現計画はあまりにもいい加減で、組合管内の住民に開かれた計画となっていない。 最後の文章に「仕様を明確にして見積徴収を行い、必要な予算確保を行う必要がある。」との記述があるが、ごみ処理施設業界の談合は度々告発されてきた筈である。安易な見積もりで談合を助長することなく、地方自治法第 2 条第 14 項の元に談合防止の対策もコンサル任せにせず、取り組むべきである。 | 当該意見を踏まえ、あくまで当組合が主体となる計画を進めていきます。 |

10 その他

| No. | ご意見 | ご意見に対する考え方 |
|---------|---|---|
| 27 ー | <p>昭和 61 年 2 月 25 日に交わした和解調書があります。</p> <p>建設差し止め仮処分訴訟に対する熊谷地裁の和解調書によれば第 10 項には「債務者（埼玉中部環境保全組合）は、吉見町飯島新田地区、同町江和井地区、同町荒子地区、同町大串地区及び川島町内にごみ処理施設を新設又は増設しない」とあります。債務者は埼玉中部環境保全組合管理者木村嘉正氏で当時の吉見町長です。</p> <p>「建設に反対する」側と、「ごみ処理施設を建設する」側とが法廷闘争に入ることを避け、当面の建設と引き換えに将来にわたる新設、増設をしないとの確約がなされたからこそ、埼玉中部環境保全組合が埼玉中部環境センターを現在に至るまで稼働を続けられてきたことは確かな事実です。</p> <p>その後、焼却炉の老朽化に伴う新施設建設検討に向け、埼玉中部広域清掃協議会を経て埼玉中部資源循環組合が設立され、埼玉中部環境センター北側隣接地を新施設建設地と決定するに至っています。</p> <p>しかしながら、埼玉中部環境保全組合が負った債務は現在も生きているのですから、同組合管理者（吉見町長・新井保美氏）は埼玉中部資源循環組合が用地を選定するに際して和解調書の第 10 項を遵守すべく働きかけなければならない立場でした。</p> <p>また、埼玉中部資源循環組合の目的と構成からすれば、埼玉中部環境保全組合と埼玉中部資源循環組合の連続性は明らかであり、債務の継続性があります。ところが、埼玉中部資源循環組合管理者でもある吉見町長・新井保美氏は、大串地区への建設を積極的に推進してきました。このことから、同氏は二重に債務不履行の罪を犯していることとなります。</p> <p>この長い年月、大串地区の住民は何の担保もない「空手形」の約束を信じてきて、最終的には裏切られることになりました。この問題を看過するなら、吉見町民でない私たちにとっても、行政が住民との約束を反故にする行為を肯定することになります。</p> | <p>当組合としては、埼玉中部広域清掃協議会建設検討委員会の建設予定地の選定に係る提言（平成 26 年 3 月）を踏まえて協議会にて決定したものであり、本予定地（大串中山在地区）において新ごみ処理施設の整備を進めてまいります。</p> |

| No. | ご意見 | ご意見に対する考え方 |
|---------|---|---------------|
| | <p>よって、吉見町長・新井保美氏には、和解条項の債務者として誠実に債務を履行することを求めます。また、その履行は当然ながら今回の基本計画は白紙に戻すことを意味します。</p> <p>用地選定手法の不透明性、農用地除外手続き不備など、建設推進に向けた一連の手法には住民の不信を増幅させるに足る問題点が多々あり、債務不履行とともに埼玉中部資源循環組合としての事業をこれ以上推進していくならば、正当性確保はますます難しくなっていくだろうと予想します。</p> <p>今ならまだ引き返すことができます。貴組合としての英断を求めます。</p> | |
| 28 — | <p>建設予定地について</p> <p>裁判上の和解で「今後、ごみ処理施設を新設又は増設しない」との条項があり、この大串は対象の地区です。和解条項を守り、大串以外の場所に変更すべきです。</p> <p>埼玉中部資源循環組合の管理者吉見町長は議会の一般質問で、ごみ処理施設を大串に造ろうとしているが、裁判になるがそれでも事業を進めるかの質問に、仮定のことでは答えられないと。又「裁判にならないようにするのが我々の役目」とも答弁している。役目をはたしてないので、すでに管理者に対して裁判が継続中です。又、平成 28 年 12 月 21 日には、組合構成市町の人達による裁判も加わりました。仮定のことではありません。即、大串の建設予定地を白紙撤回すべきです。大串以外に 7 カ所も建設候補地があります。住民との裁判までの争いは避けるのが自治体のあるべき姿ではないのですか。</p> | No.27 の回答に同じ。 |
| 29 — | <p>建設候補地選定の基本的な視点から</p> <p>「用地の周辺に相当規模の集落や住宅団地等がないこと」については、用地の中にも住宅があり、県道（33 号線）をはさんで住宅が立ち並んで集落があり、あまりにも住宅に近すぎる場所である。又、飯島新田の世</p> | No.27 の回答に同じ。 |

| No. | ご意見 | ご意見に対する考え方 |
|---------|--|---------------|
| | <p>帯の72.3%が建設を要望せず反対です。</p> <p>「予想される問題点が少ないこと」については、大串に造ろうとすれば裁判だと最初から言っているが、予想された問題点です。和解条項も問題点です。</p> <p>「新ごみ処理施設までの搬送距離を配慮すること」</p> <p>地図を見れば一目瞭然、東に寄りすぎている。候補地8カ所を見ると東方の大串と西方の候補地の距離は往復約10kmもあり、比企郡が主な構成市町村なので搬送距離がまったく配慮されていない。</p> <p>往復10kmの搬送コストは考えるべきである。</p> <p>搬送距離を考慮し、一番西方の候補地に造るべきである。</p> <p>建設予定地の選定について、地元の意向に配慮し、最も適切と思われる地区を建設予定地として選定しますとあるが、地元の意向（飯島新田は73.2%の世帯が反対で建設は要望していない。和解条項等）が配慮されていない。他の7カ所の意向はどうだったのか公表されていない。最も適切と思われる地区を建設予定地として選定しますとあるが、大串が適切と選定し決定されるまでの経緯が矛盾だらけである。</p> | |
| 30 ー | <p>建設予定地内に人家がありますが、建設候補地に人家のある場所を抽出するのは間違いです。7カ所は農地だけなので7カ所から建設予定地を選ぶべきです。又、一般廃棄物処理熱回収施設等整備事業は、構成市町村の緊密な連携のもと、真に必要な施設を効率的かつ経済的な手法で実施すると基本理念に記しているが、物件補償費、裁判費用等、効率的かつ経済的な手法で実施するとある基本理念に反する。</p> | No.27 の回答に同じ。 |
| 31 ー | <p>新ごみ処理施設の建設予定地（大串中山在）が決定されるまでの経緯の矛盾</p> <p>H24.11.26</p> <p>関係市町村長連絡会議で桶川市長の新施設の建設場所をお聞かせ願いた</p> | No.27 の回答に同じ。 |

| No. | ご意見 | ご意見に対する考え方 |
|---------|--|---------------|
| | <p>い、の質問に新井吉見町長は、現在の中部環境の付近とお考えいただきたいと答えている。</p> <p>H25. 9. 19 要望書が清掃協議会へ提出される この要望書は住民から署名を集めた時の要望書でなく、違う要望書で提出された。4名の発起人は中部環境付近に新しい焼却場ができる事を知らされて署名集めをした。と思われる。</p> <p>H25. 10. 22 東二地区から要望書が提出されたので東二地区住民対象に地元説明会開催される。この時「建設予定地は決まっていない」と説明。</p> <p>H26. 1. 12 打合せ会 建設予定地の選定方法（案）の説明あり。 現時点では8つの地区が候補地となっている。</p> <p>H26. 1. 31 地元連絡会 建設候補地として8カ所が抽出される。</p> <p>H26. 2. 13 建設検討委員会で建設候補地の現地視察を実施する。 午後2時15分 役場出発 午後4時30分 役場到着 各候補地の現地視察は15分を予定</p> <p>H26. 3. 26 埼玉中部広域清掃協議会で大串中山在地区が建設予定地と決定。</p> | |
| 32 — | <p>強引な計画は非民主的、住民不在である。</p> <p>位置を吉見町大字大串字中山在 2797-1 他、敷地面積 49,634.28m としているが、場所の選定については、十分な審議が行われないまま、決定された経緯があり、現在控訴中である。</p> <p>同地区には、新たな施設の建築や増設はしない、との裁判での和解があるにも関わらず、候補地の選定には、パブコメもその選定の基準も明確にしないまま、非公開で決定されている。</p> | No.27 の回答に同じ。 |

| No. | ご意見 | ご意見に対する考え方 |
|---------|--|-----------------------------|
| | <p>この経緯からすると、意図計画地の選定を行ったと推測できる議事録もあり、裁判制度をないがしろにするとともに、住民差別もあり、自治体としてあるまじき行為である。</p> | |
| 33 — | <p>P1, 1、計画の目的(1)これまでの経緯について</p> <p>これまでの経緯では、東松山市・桶川市・小川地区衛生組合は老朽化が進んでいる。</p> <p>が、本組合設立になった経過として、東松山市、桶川市、小川地区衛生組合とも、現焼却施設の地元と焼却施設管理者との合意事項として現施設の地元には、焼却施設建設をしないことの合意事項があるため、現焼却施設外に焼却施設建設を行う必要があること、同様に、裁判において埼玉中部環境保全組合焼却施設の地元と、施設管理者が、今後、この地域には建設しないという合意を行っている。吉見町地元は、吉見町のごみ処理としてこの地においてごみ焼却をしているのだが、管理者は組合の構成団体が異なるので和解事項を無視しても違法ではないという理由で、建設予定地として、吉見町大串地区に決定したことを附記する必要がある。</p> | No.27 の回答に同じ。 |
| 34 — | <p>P2、2 基本条件の整理について</p> <p>アの建設予定地を示す表 2-1-1 の建設予定地の状況には、社会的な状況が記されていない。30、で記しているように、埼玉中部環境保全組合焼却施設建設時に、裁判の和解事項として、この地には焼却施設建設をしないという条文を記さなければならない。</p> | No.27 の回答に同じ。 |
| 35 — | <p>計画地は、現在ある焼却施設建設の際の裁判において、住民との和解条項があり、「二度と建設はしない」との約束を反故にするものであり、計画すること自体許されない。</p> <p>協議会にはじまり、組合が設立されたものの、各市町村への計画内容の説明はほとんど行われていない。情報をきちんと開示しなければ当然市</p> | 当該意見を踏まえ、より一層の情報提供を行っていきます。 |

| No. | ご意見 | ご意見に対する考え方 |
|---------|--|---|
| | <p>民の意見など出てくるはずがない。 現段階でどれほど情報が行きわたっているのか、公開していただきたいところである。 市民不在で計画が進められていることについては、この間行われた環境アセス計画説明会の参加率に顕著に出ている。 しかも、先日 12/22 桶川市にて行われた説明会での質疑においては、組合の事務局長からも本計画の市民への周知、説明会のあり方、組合の事業の進め方を、「丁寧さに欠けている」との認識が示され、謝罪の言葉が述べられた。 こうした非を認めるような実態のまま手続きを進めるなど言語道断である。 9 市町村の住民はカヤの外状態。知るチャンスがなければ、意見も出しようもなく、市民は置き去りのままである。 謝罪のあった今の体制のもとで作られた計画など認められないことは明白。住民のコンセンサスも得ないまま、計画ありきで事業を進めること自体断固反対。 情報が少ないなかでも関心を寄せて情報を必死で入手し、調査を行ない、問題点を指摘し、現在、関係住民が提訴しているものである。 市民の声を真摯に受け止めて、計画は速やかに撤回すべき。</p> | |
| 36 ー | <p>手続きが不透明で計画のパブコメを出す段階ではない。 ホームページによると、平成 28 年度第 1 回ごみ処理施設等建設検討委員会では、基本計画素案の内容について、合意がされていない。第 2 回の議事録はアップされていないので不明だが、この段階で、基本計画素案のパブコメを出すのは手続上認められない。 現在、同時並行で環境アセスメントの調査計画のパブコメをもとめているが、これも手続上不備である。設備の全体計画が明確になった時点で、環境アセスメントの計画が立案できる。</p> | <p>ごみ処理施設等建設検討委員会では、パブコメを踏まえた合意を行いません。 また、パブコメを求めている環境アセスメントは、調査項目や調査方法等の調査計画をまとめたものであり、計画に対する環境影響について評価したものではありません。 今後、環境調査を実施し、計画に対する環境影響について評価を行います。</p> |

| No. | ご意見 | ご意見に対する考え方 |
|---------|---|--|
| | 建設を強引に急ごうとするあまり、基本計画の素案と環境アセスメントのパブコメを同時に行うのは、違法である。 | |
| 37 ー | P1 これまでの経緯「埼玉県ごみ処理広域化計画において、ごみ処理の効率化、コスト削減の観点から広域処理が求められている。」の一文には、決定した広域処理の適正範囲の説明がない。ごみ処理は、日常生活に不可欠なことであり、効率的な範囲についての本組合範囲が最適であるというデータを示すべきである。H20年のごみ処理広域化計画と交通事情、住民の利便性に対しての具体的にメリット、デメリットを記すべきである。平成20年の埼玉県ごみ処理広域化計画を、埼玉中部資源循環組合でのごみ処理のあり方についての指針としているが、その後、平成23年には第7次廃棄物処理基本計画を策定している。そこでは循環型社会形成についての基本政策が述べられている。本施設は循環型社会形成とは異なり、効率的という文言のみで、実証はない。多くのごみを自治体合同で焼却処理する施設建設計画で、日本の循環型社会建設に反する。 | 広域化は、「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」並びに「ごみ処理の広域化計画について」を基にしており、また、余熱利用や蒸気タービン発電によるサーマルリサイクルに取り組み循環型社会の形成を推進していく考えです。 なお、ごみの減量及び資源化の考え方についてはNo.6の回答のとおりです。 |

※「意見について基本的には原文のまま掲載していますが、明らかに誤字脱字である箇所については部分的に修正しています。」